

休日保育のご案内



保育園及び認定こども園に入園している児童で、保護者の就労などにより、日曜日・祝日（年末年始は除く）に保育を必要としている児童をお預かりします。

<ご利用いただける方>

- ・市内に住所があり、幼稚園、保育園又は認定こども園を利用し、保育認定（2号・3号・新2号・新3号認定）を受けている児童。
 - ・日曜日・祝日において、保護者の就労などにより、家庭での保育が困難な児童
ただし、給付(支給)認定証（通知書）に記載された保育認定事由と同理由の場合に限ります。
 - ・集団生活が可能な児童
- ※上記以外の理由で休日保育を利用したい方は、実施園へお問い合わせください。

<実施園及び利用定員>

- ・キッズ陽だまり園（1歳児クラス以上の児童が対象） 1日10名程度
諏訪町1-10-38 電話24-1166
- ・乳児園はるにれ（0~2歳児クラスの児童が対象） 1日10名程度
新栄町2-2-26 電話28-7140

<ご利用時間>

- ・保育時間：午前8時30分~午後4時（開所時間：午前7時30分~午後6時）
- ※保育時間以外は延長保育となりますので、利用料がかかります。
- ※12月29日~31日、1月1日~3日は、利用できません。

<ご利用方法>

- ・休日保育をご利用の際は、お申し込みになりたい園へ電話で空き状況をご確認のうえ、利用申請書を利用希望日の10日前までに提出してください。
- ・月齢7ヶ月未満の乳児は、安全に保育するため事前に園へご相談ください。
- ・申し込みの際、休日保育利用分の振替休日として「平日休む日」を指定してください。

<利用料について>

- ・保育時間帯（午前8時30分~午後4時）の利用料は無料です。
- ※上記時間帯以外の利用については、利用料がかかります。
（利用料は実施園へお問い合わせください。）

<留意事項>

- ・昼食、おやつ（1日利用は2回分、半日利用は1回分）は、各自でご用意ください。お茶は園で用意します。
- ・発熱や体調不良、感染症の症状によっては、実施保育園の判断によりお預かりできないことがあります。
- ・利用申込みは、申込順に受け付けます。休日勤務が確かでない場合や、申込多数の場合は、お受けできないことがあります。
- ・利用日など申込み内容に変更があるときは、直ちに申し込んだ園へ申し出てください。

<休日保育に関するお問い合わせ>

- ・キッズ陽だまり園（1歳児クラス以上の児童が対象）
諏訪町1-10-38 電話24-1166
- ・乳児園はるにれ（0~2歳児クラスの児童が対象）
新栄町2-2-26 電話28-7140

ご利用までの手続き等

<利用申請>（※利用申請用紙は、各園、こども課に用意してあります。）

- ・休日保育を利用する方は「利用申請書」を、原則利用する日の10日前までに、申し込む園に提出してください。ただし、緊急の場合はご相談ください。
- ・年間を通じて申し込む場合でも、1カ月単位での申し込みが必要です。
- ・利用の可否については、園からお知らせします。

<利用取消について>

- ・利用する必要がなくなった場合は、利用予定日の直前の平日（利用日が日曜日又は月曜日の祝日の場合は直前の土曜日）の午後5時までに申し込んだ園へ申し出てください。
- ・利用することが決まった後は、お子さんの病気によるやむを得ない時など以外はキャンセルしないでください。
- ・無断でキャンセルした場合は、以後の休日保育の利用はできない場合があります。

<ご持参いただくもの>

- ・連絡票 ・弁当 ・おやつ（1日利用は2回分、半日利用は1回分） ・水筒
- ・コップ ・手拭タオル ・おしぼり ・着替え（上着、下着） ・帽子
- ・バスタオル ・食事用エプロン ・ビニール袋 等

※ミルクを飲んでいる児童やおムツをしている児童は、ミルク、哺乳瓶、両手マグやおムツ、おしりふき等もお持ちください。

※利用する日にご持参いただき、その日に持ち帰っていただきます。